

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	飯田 香織 (いいた かおり)
○学位の種類	博士 (社会学)
○授与番号	甲 第 1157 号
○授与年月日	2017 年 3 月 31 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	コミュニティ心理学の視座を活かしたスクールカウンセリング モデルの構築
○審査委員	(主査) 野田 正人 (立命館大学産業社会学部教授) 荒木 穂積 (立命館大学産業社会学部教授) 増田 梨花 (立命館大学応用人間科学研究科教授)

<論文の内容の要旨>

本論文は、日本で 1995 年に開始されたスクールカウンセラー (以下 SC) の事業が約 20 年を経過し、「チーム学校」と表現されるようにさらなる発展が期待されていることを踏まえ、新たな SC の活動の在り方を検討し、構築しようとするものである。今日の特に義務教育段階の不登校やいじめなどの教育課題は深刻であるとされ、SC への期待も大きいにもかかわらず、SC が行い得る活動が具体的に明示されていないことが課題であると考えてきた。そのため、今後はチームに属する支援者として、協働する他の専門職の支援者に SC の役割を認識してもらうためにも、包括的な SC 活動を示すことが必要となる。また、文部科学省の『児童生徒の教育相談の充実について (案)』(2016) などでは、SC の職務として、「不登校、いじめなどの未然防止、早期発見」に加えて、「個々の児童生徒のみならず学校全体を視野に入れ、心理学的側面から学校アセスメントを行い、個から集団・組織にいたる様々なニーズを把握し、学校コミュニティを支援する視点を持つ必要がある」と述べられているおり、この「未然防止・早期発見・早期支援・個から集団や組織のニーズを把握すること・学校コミュニティへの支援」などは、コミュニティ心理学の概念で説明可能であると着想した。そこで、包括的な SC 活動をコミュニティ心理学の視座から捉え直すことが有効であると考えて、コミュニティ心理学の視座を活かした包括的な SC 活動を検討し、その基本理念と活動の形態を見だし、もってテーマのとおり、SC の新たな活動形態を構築しようとするものである。

本論文の構成は、序章に続き、4 章の本文と終章からなる。

序章では、上述の本論文で研究する課題を示した。

第1章では、日本のSCをめぐる問題の背景と、本研究で明らかにするべき点を整理するため第1節の第1項では、日本におけるスクールカウンセリングについて概観し、第2項では、アメリカのスクールカウンセリングについて概観した上で、SCに関する文化や教育制度、社会状況からかなり異なった活動形態の広がりがあることを確認し問題状況と整理した。その上で、第2節で、本研究の目的を明らかにした。

第2章では、本研究において理論的背景として用いるコミュニティ心理学の概念の整理を行い、コミュニティ心理学の視座を活かした実践の構成要素を明らかにした。コミュニティ心理学は1965年にアメリカの地域精神保健福祉運動を背景に成立したとされる比較的新しい応用心理学の分野であり、コミュニティ心理学という、心理学における新領域の必要性を認める合意はあったが、コミュニティ心理学者の役割や課題の定義は今日でも確立したといえる段階にはないとされる。そこで、社会学の研究成果としてのコミュニティの「地域性と共同体感情」や必須要件としての「社会的相互作用」などを示しつつ、コミュニティの整理を行った。また、日本におけるコミュニティの用いられ方として、実際に居住している地域社会との関係が強い特徴を指摘し、教育領域でもコミュニティスクールという事業が開始されているように、用いられ方の特徴を指摘している。その上で、コミュニティ心理学の概念を明らかにすべく、先行研究の整理を行い、①人間を社会的文脈の中の存在として捉え、生態学的視座から捉えること、②機能的なコミュニティを対象としていること、③相談機関で待つという姿勢ではなく、現場に積極的に出向き、その地で援助活動を行うこと、④専門家と、当事者を含む非専門家や多職種との対等な関係による協働を重視することなど、10項目の要素を抽出した。また、コミュニティ心理学に関するCiNiiで検索できた論文315本を、個人に対するもの、技法やプログラムに関するもの、支援システムに関するもの、社会環境に関するものに分類整理し、結果として特に技法やプログラムに関するものが多く、またニューカマーの子どもなどと社会環境的な特定の困難課題を対象としたものが多いことを見いだしている。その上で、コミュニティ心理学の特徴として、①現状に至る背景や影響などに目を向けて実践する（生態学的視座で見る）こと、②原因探索的な視点ではなく、支援志向的な視点で実践していること（洞察を得るためではなく、支援を行うためのアセスメントを行うこと）、③社会状況の変化に応じて生じてくる新しい変化に対しても、積極的にその課題の成り立ちを考え、生態学的視座に基づいて、支援を検討していくこと（新しい変化に対して開かれていること）、④「環境そのものよりも環境の中にいる個人に関心が強く、環境が個人に与える心理的影響の改善に関心を持っていること」という4項目を見出した。

第3章では、今日の文部科学省の施策動向を押さえた上で、「チーム学校」のコンセプトのもとで期待される今後のSCの在り方の一例として、滋賀県で2012年から公立中学校計4校において実施されている、一つの学校に3名のSCが「リレー方式」で勤務する形態の実践を分析し、その活動をコミュニティ心理学の視座から再構成している。この滋賀リレ

一方式は、チーム学校体制の先駆的事例と考えることができるが、滋賀県では常時 SC が学校に常駐しているため、「常駐型」と表現している。つまり、複数 SC によるリレー方式での常駐型の SC 活動であり、これは他の地域では例を見ない独自性の高い活動である。滋賀県でこのような形態の SC 活動が実施できた経過には、もともと個別面接を重視するよりも教師へのコンサルテーションを中心とした活動を志向するという特徴的な活動を行っており、複数の SC でケースを含む業務をシェアし連携協力する形は、緊急派遣事案（東日本大震災）などにおいて経験の蓄積があることを指摘する。その上で、実態調査のまとめなどを資料として分析し、また常駐型を担当する SC に対するアンケート調査などに基づき、以下の 5 点の活動の特徴を見いだしている。それは、①システムや環境に働きかける視点、②予防的な活動、③間接支援（支援者支援・チーム支援）、④エビデンスに基づく支援。⑤ソーシャルサポートの充実を目指す活動である。

第 4 章では、これまでの論述をまとめ考察する章であり、まずコミュニティ心理学の視座を活用した SC が展開されるためには、その前提としての、構造などの物理的側面と、関わる人々の意識などの心情・感覚的側面(ソフト面)が整うことが求められる。前者は事業実施主体である教育委員会による条件整備や、SC の机が校内の職員室にあるかなどのハード面であり、後者は SC や教師などが互いの専門性を認め、そこにおけるコンサルテーションなどを受け入れる姿勢を持つかなどのソフト面であり、これが備わっていない場合には、その条件を整える活動から開始する必要がある。その上で、上述の第 2 章で見出したコミュニティ心理学の独自性 10 項目と、第 2 章において見出したコミュニティ心理学に基づく実践の構成要素 4 項目、それに第 3 章において常駐型 SC 活動の検討から見出した 5 項目の有効な SC 活動を融合することで、コミュニティ心理学の視座からの SC 活動について、8 項目の基本理念を生成している。それは、①システムや環境へのアプローチ、②支援志向的な視点での活動、③「成長モデル」と「修理モデル」に基づく支援、④予防を重視した活動、⑤間接支援（支援者支援）やチームとしての支援を重視した活動、⑥エビデンスに基づく活動、⑦新しい変化に開かれた支援、⑧子どもに対するソーシャルサポートの充実を目指した活動である。このうち、④の予防を重視した活動については、特に「一次予防」としての、健康な人をより健康に、課題が生じる前からかかわる支援、「二次予防」としての課題や課題を持った人の早期発見、早期支援、「三次予防」としての既に課題を抱えた人への支援に区分し、実際の SC の活動場面と内容を分類しており、後の具体的に活動の基盤となる分類も行っている。

このような基本理念を踏まえて、コミュニティ心理学の視座からの具体的な SC 活動が展開されることになるが、その内容を、子どもに対する活動、保護者に対する活動、教員に対する活動、学校コミュニティに対する活動、連携に関する活動に分類して分析している。子どもに対する活動としては、①子どものカウンセリング、②不登校の子どもへの支援、③心理授業などの心理教育、④特別支援に関するアセスメント・プランニング・コンサルテーション・支援システム構築、⑤いじめ事案への対応、⑥心理検査、⑦生徒会との連携、

⑧相談室開放、⑨全員面談である。保護者に対する活動としては、①保護者面談、②PTAとの連携、③親の会などの実施である。教員に対する活動としては、①教員との協働（コラボレーション）・コンサルテーション、②アセスメントとプランニング、③養護教諭との協働、④ケース会議への参画、⑤教員研修である。学校コミュニティに対する活動としては、①学校の支援システム構築に関するコンサルテーション、②各部会への参画、③アンケート結果に基づく活動、④スクールカウンセラー通信の発行、⑤緊急支援であり、連携に関する活動としては、①小中連携、②関係機関連携、③学校保健委員会などへの参加、④小学校での活動などである。

一方でこのような、具体的な活動を SC が行う活動を、「日々の SC 活動において行う活動」、「必要時に行う活動」、「緊急時に行う活動」、「選択的に行う活動」という活動の機会や頻度で区分する試みも示しており、加えて保護者、教員、外部機関、家庭コミュニティ、学級コミュニティ、学校コミュニティ、地域コミュニティに対する活動を立体的に整理し、コミュニティ心理学の視座を活かしたスクールカウンセラー活動モデルも提示している。終章では、本研究の成果と社会的意義の再確認に加え、従来からの個別カウンセリング型の活動との比較や、私立学校などでは常勤の SC が配置されている例もあり、それらとの比較などが十分でないことや、滋賀県の一事例からの検討で、他地域での広がりを検討できていないことなどが、課題や限界として示された。

<論文審査の結果の要旨>

本論文は、今日の教育臨床における課題が多様化し、その対応策も多様化が進む中で、ますます期待が高まるも、アメリカのようにスタンダードが見いだされていないスクールカウンセラー (SC) について、そのスタンダードを提示しようとする極めて実践的な研究であり、またコミュニティ心理学の視点から捉え直そうとする先駆的な研究であり、オリジナリティと社会的インパクトが認められる。

申請者自身が、SC としての経験と、運用モデルを検討する役職にある立場から、今日の課題を的確に把握し、課題設定が行われている。第 1 章では日米の SC にかかわる活動の実態を示す中で、実践の課題が整理されており、第 2 章では、コミュニティ心理学自体が、定義を含めて成熟していない部分があり、そのまま SC 活動に適用するのが困難なため、社会学の知見や教育分野をめぐるコミュニティという概念の用いられ方の特徴をも把握しつつ、今日のコミュニティ心理学の 10 項目の要素と、4 項目の特徴とを見いだしている。この点は、これまでのコミュニティ心理学の論文の多くが、マイノリティなど特定の課題を持つ困難をかかえる者に対する支援の在り方を示すにとどまり、いかなる意味でコミュニティ心理学なのかということが明確ではなかったという点を補おうとするもので、コミュニティ心理学の理論化の一つとしても、十分に意味を持つものであり、かつそれを臨床的な視点で活用できる形で、明らかにしたことは高く評価できる。

第 3 章では、特に滋賀県での常駐型 SC という、他に類例のない実践を素材として、学校に

SC が常に居るという状況での可能性と、それを複数の SC で分担するリレー方式が持つ困難さと工夫とを背景に、コミュニティ心理学の視点から再整理することにチャレンジしている。

この SC 活動については、申請者もそのリーダー的存在の一人として参画しており、また心理臨床学会などでも SC 実践としての報告やシンポジウムも行っており、一定の定評を得ているが、コミュニティ心理学という視座からの整理という点は新たな視点であり、そこから大きく 5 点の活動の特徴を見いだしていることは評価できる。

その上で、結論において、コミュニティ心理学の成果と滋賀の事例から得た知見を融合させ、SC 活動の 8 項目の基本理念と活動モデルを示すことができたことで、本研究の目指したコミュニティ心理学の視座を生かした SC モデルの構築には、成功したと言いうる。

一方で、本研究の限界と課題としては、本人も指摘するように、コミュニティ心理学に基づく視座を明らかにすることで紙幅をとり、他の心理学を基盤とする場合や、異なる支援スタイルをもった活動などについての言及や比較が十分でないこと。また滋賀県における「常駐型」の活動は、個々にコミュニティ心理学の理解や背景が異なる 3 名のカウンセラーに支えられており、コミュニティ心理学的視座に加えて、リレー方式を採用しているという要素が今後大きく影響する可能性があるが、その影響や課題が十分明らかにされていないとの指摘もなされた。さらに、論文の構成として、各章で抽出した項目が、どのように基本理念に集約され、また活動内容に反映するのかの表記や図の扱いについて、読み取りの難しい部分のあることが指摘され、その確認に時間も要した。

このような課題を残しながらも、先に述べた優れた点を考慮し、審査委員会は一致して、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公聴会は、2017 年 1 月 24 日（火）15 時 00 分から 18 時 00 分まで、産業社会学部会議室にて行われた。

申請者は、2002 年 3 月に大阪市立大学生活科学部人間福祉学科を卒業、同年 4 月に大阪市立大学大学院生活科学研究科に進学、2004 年 3 月に大阪市立大学大学院生活科学研究科生活科学専攻修士前期課程臨床心理学コースを修了した。2013 年 4 月に立命館大学大学院社会学研究科博士課程後期に入学し、現在に至っている。その間、大阪国際大学人間科学部（2004 年 9 月～2008 年 3 月）、滋賀県堅田看護専門学校（2013 年 4 月～）での教育歴の他、滋賀県教育委員会スクールカウンセラー（2004 年～）、滋賀県愛荘町健康推進課（2009 年 9 月～）などに臨床心理士として勤務、現在は滋賀県臨床心理士会スクールカウンセラー担当理事であり、滋賀県教育委員会のスクールカウンセラー事業や滋賀県不登校対策調査研究会議などに参画し、事業報告のとりまとめなどを行っている。

研究業績としては、『産社論集』に査読付き論文（単著）2 点、全国学会ジャーナルに査読付き論文（単著）1 点を有し、その他の論文や書評も数点有する。また研究報告について

も、日本心理臨床学会、日本コミュニティ心理学会、アルコール・薬物依存関連学会などで計6回あり、本論文に関連する研究業績の十分な蓄積が認められる。

審査委員会は、申請者の経歴ならびに業績の評価により、申請者が十分な知識と学識を有していること、外国語文献の読解においても十分な能力を備えていることを確認した。

したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士（社会学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断する。